

○中部地方整備局告示第五十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成三十一年三月二十七日

中部地方整備局長 勢田 昌功

第1 起業者の名称 東京電力パワーグリッド株式会社

第2 事業の種類 特別高圧送電線市山線保全事業（静岡県伊豆市雲金字畑地内から同市雲金字南米沢地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 なし
- 2 使用の部分 静岡県伊豆市雲金字畑及び字南米沢地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、静岡県伊豆の国市田京字池ノ平地内に存する田方変電所から同県伊豆市土肥字広尾地内に存する土肥変電所を結ぶ特別高圧送電線土肥線の間にあたる同県伊豆市佐野字大久保地内に存する土肥線No. 37鉄塔を起点とし、同県伊豆市市山字北耕地地内に存する市山変電所までを結ぶ全体亘長4.87kmの区間である特別高圧送電線市山線（以下「市山線」という。）を全体計画区間とする「特別高圧送電線市山線保全事業」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、法第3条第17号に掲げる電気事業法（昭和39年法律第170号）による一般送配電事業の用に供する電気工作物に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業の起業者である東京電力パワーグリッド株式会社は、電気事業法第3条の許可を受けた一般送配電事業者であり、同法第17条に定められた託送供給義務を負っている。また、本件事業に要する費用については、自己調達資金により確保されていることなどから、本件事業を施行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

- (1) 得られる公共の利益

本件事業は、66 k Vの特別高圧送電線で電力を供給している市山線の既存送電線を保全する事業である。

市山線は、田方変電所（静岡県伊豆の国市田京字池ノ平地内）を電源とし、伊豆市の旧天城湯ヶ島町にあたる一部地域の住宅需要約5,700件に電力を供給する市山変電所（静岡県伊豆市市山字北耕地地内）に接続する唯一の送電線であり、供給先には、教育機関、市役所の支所などの公的機関も含まれている。

なお、市山線を撤去することとなれば、市山変電所に電力を供給する送電線は、ほかに存在しないことから、市山変電所を電力の供給源とする住宅需要約5,700件への電力供給が不可能となる。

このような状況において、本件事業の施行により、市山線の供給エリアに対して引き続き安定した電力供給を継続できることとなる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業は、既存の送電線を保全するための事業であり、新たな電気工作物の建設のための工事等は行われなため、埋蔵文化財に与える影響はないと認められる。

また、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で磁界についての調査を実施しており、その結果によると、環境に及ぼす影響はないと認められる。

したがって、本件事業の施行により失われる利益はないと認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、既存の送電線を保全するための事業であり、新たな電気工作物の建設が必要となる事業ではない。

本件事業が果たしている電力の安定供給を確保するための手法として、既存ルート案（以下「申請案」という。）のほか、本送電線を東側へ移設するルート案及び本送電線を西側へ移設するルート案の3案で検討が行われており、申請案と他の2案を比較すると、他の2案とも鉄塔を新設するための工事等が新たに必要となることや送電の停止が必要となることから、極めて不経済であり適切な手法とはいえない。

よって、地域の自然環境に与える影響、工事施工の難易度及び経済性等から総合的に判断すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、市山線は、供給エリアへの安定した電力供給を継続して行うために必要不可欠な施設であり、その機能を存続させる必要があることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、起業地は、起業者が所有する鉄塔敷地を除き、全て送電線下地であり、これを使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 静岡県伊豆市役所